（請求人に対する情報の提供）

第六条　厚生労働大臣は、給付金及び追加給付金（以下この条において「給付金等」という。）の支給に係る利便の向上を図るため、給付金等の支給の請求をしようとする者に対し、その求めに応じ、当該請求に必要な情報（労働者災害補償保険法に定める業務災害に関する保険給付及び石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づく特別遺族給付金に関する決定に係るものに限る。）を提供することができる。

（給付金の認定結果の通知等）

第七条　厚生労働大臣は、法第五条第一項の認定をしたときは、請求人に、その旨及び給付金の額を通知しなければならない。

2　厚生労働大臣は、請求があった場合において、法第五条第一項の認定をしなかったときは、請求人に、その旨を通知しなければならない。

3　厚生労働大臣は、法第六条第三項の規定により請求を却下したときは、請求人に、その旨を通知しなければならない。

（診断書等の提出）

第八条　請求人（当該請求に係る者が死亡した場合を除く。）が、法第六条第一項の規定により医師の診断を受けたときは、当該診断の結果が記載された診断書その他の資料を厚生労働大臣に提出するものとする。

（追加給付金の請求）

第九条　第五条の規定は、追加給付金の支給の請求をしようとする者について準用する。

（追加給付金の認定結果の通知等）

第十条　第七条の規定は、法第十一条第一項の規定による追加給付金の認定及び同条第二項の規定により準用される法第六条第三項の規定による追加給付金の支給の請求の却下について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（添付書類の省略）

第十一条　厚生労働大臣は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定により請求書に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）附則第一条に規定する規定の施行の日から施行する。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

2　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第一条関係） 一～四十五の十三　（略） 四十五の十四　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）に係る申請等　同法による申請等 四十五の十五　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則（令和三年厚生労働省令第百八十七号）に係る申請等　同令による申請等 四十六～五十六　（略）	**別表**（第一条関係） 一～四十五の十三　（略） （新設） 四十六～五十六　（略）

3　厚生労働省組織規則の一部改正

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査官） **第三十六条**　（略） 2　調査官は、命を受けて、産業安全（鉱山における保安を除く。）及び労働衛生に関する調査及び研究に関する特定事項（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事項を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事項並びに労災管理課の所掌に属するものを除く。）の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。	（調査官） **第三十六条**　（略） 2　調査官は、命を受けて、産業安全（鉱山における保安を除く。）及び労働衛生に関する調査及び研究に関する特定事項（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事項を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事項を除く。）の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。